

令和6年度

いしかわ里山振興ファンド
展示会等出展支援特例事業

募集要領

いしかわ里山づくり推進協議会

1 目 的

本特例事業は、いしかわ里山振興ファンド助成事業（以下「ファンド助成事業」という。）の採択を受けた事業者（以下「採択事業者」という。）が、採択事業の助成期間終了後及び令和6年度能登半島地震被災後において、採択事業を通じて開発した商品・サービス等を国内外における展示会・見本市へ出展、オンラインストアを出店する際の費用の一部を助成することにより、その販路開拓・拡大を支援することを目的とする。

2 対 象 者

以下の(1)及び(3)を全て満たす事業者とする。

- (1) ファンド助成事業の里山里海の地域資源を活用した生業の創出の「新商品・新サービス開発支援」若しくは「開発商品・サービスの改良・販路拡大支援」又はスローツーリズムの推進の「多様な滞在メニューの開発支援」の採択事業者（以下「採択事業者」という。）
- (2) 本事業の申請時点で、(1)の採択事業の助成期間を終了した事業者で、採択事業を通じて開発若しくは改良した商品・サービスや滞在メニュー（以下「開発商品」という。）を展示会・見本市へ出展、オンラインストアへ出品し、販路開拓・拡大を目指す者
- (3) 令和6年度能登半島地震により事業に係る施設や機械等に被害を受けた事業者

【助成の制限】

・助成対象者への本助成金の交付は、一会計年度に3回までとする。

3 助成内容

(1) 事業期間

交付決定日から令和7年3月31日（月）までに完了する事業

（事業の実施、事業経費の支払等も含めた全てが完了するまでの期間）

※着手済みの事業について、令和6年1月1日まで遡及適用する

※令和5年度展示会等出展支援事業採択者は、オンラインストア出店・運営費に限り、令和6年1月1日まで遡及適用する

(2) 助成対象事業

国内外における展示会や見本市等への出展やオンラインストアの出店等に係る事業

【具体例】

・オンラインを含む展示会や商談会、見本市のほか、観光展、旅行博等への出展
（自主開催は除く。県や関係団体が主催する展示会等も対象）

・展示即売会や物産展等への出店

・百貨店やセレクトショップ等でのポップアップストア出店

・オンラインストアの出店、運営

※開発商品の販路開拓を目的としないものや、開催概要のない展示会等への出展は対象外

(3) 助成対象経費

出展小間料、什器備品借上料、輸送費、保険料、資料（パンフレット等）作成費、印刷費、光熱水費、通信費、通訳費、雑役務費、委託費（企画制作、設計、設営装飾）、旅費、オンラインストア出店・運営費

※国または地方公共団体等から公的な補助金等（以下「他の補助金」という。）の交付を受ける場合は、他の補助金を控除した額を助成対象経費とする。

	対象となる経費例	対象とならない経費例
オンラインストア出店・運営費	<ul style="list-style-type: none"> ・採択事業を通じて開発した商品の販売を目的とするオンラインストアの作成や出店、更新に係る経費 ・採択事業を通じて開発した商品のインターネット広告に係る経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・採択事業を通じて開発した商品の販売を目的としないオンラインストアの作成や出店、更新に係る経費 ・採択事業を通じて開発した商品の宣伝広告を目的としないインターネット広告に係る経費

(4) 助成限度額、助成率

50 万円、助成対象経費の 2/3 以内

4 応募方法

(1) 提出物

- ① 展示会等出展支援事業費助成金申請書
 - ・交付申請書（様式第 1 号）、助成金額計算書（様式第 1 号別紙）
- ② 直近の決算書や確定申告書等、現在営業していることが分かるもの
 - ・法人の場合は、直近 1 カ年の決算書（貸借対照表、損益計算書）
 - ・個人事業主の場合は、確定申告書の写し
- ③ 取組の概要が分かる資料（例：出展する展示会のパンフレットや催事の開催概要等）

※②、③はコピーでもよいものとします。
- ④ 罹災証明書又は被災証明書の写し

(2) 提出先・提出方法

- ・石川県農林水産部里山振興室までメール等によりデータでご提出ください。
- ・紙や FAX 等で提出する際は事前にご相談ください。

5 審査・採択等

(1) 審査方法

原則として書面審査とし、必要に応じてヒアリング等を行う場合があります。
※審査は非公開で行われ、審査経過や採択結果に関する問い合わせには応じられませんので、予めご了承ください。

(2) 審査基準

【適合性】

当該展示会への出展等が、商品の特徴を踏まえ、妥当性があり、販路開拓・拡大に繋がるかどうかを判断します。

6 助成金の交付

助成金の交付に際しては、下記の手順に従って手続きを進めてください。

(1) 実績報告書の提出

- ・助成対象事業の事業完了に実績報告書（様式第 5 号）及び経費に係る経理証拠書類等をご提出ください。

※上記に加え、展示会やオンラインストア等の様子や出展商品が分かる写真画像、外部へ委託した場合は、企画書・仕様書・制作物をご提出ください。

※実績報告書は令和7年3月末までに提出ください。

- ・協議会にて実績報告書を確認後、額の確定通知書（様式第6号）を発行します。

(2) 請求書の提出

- ・額の確定通知書が届いた後、通知書に記載されている助成金額を助成金請求書（様式第7号）に記入し、協議会事務局にご提出ください。
- ・協議会にて内容を確認後、助成金を交付します。

7 その他の留意点

- (1) 交付決定を受けた後、助成事業の経費の配分又は内容を一定以上変更しようとする場合、若しくは助成事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- (2) 助成事業に係る経理については、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- (3) 助成事業期間中の進捗状況確認及び助成事業終了後の確定検査のため、いしかわ里山づくり推進協議会が実地検査に入ることがあります。
- (4) 以下のいずれかに該当する場合は、助成金の交付を停止します。
 - ① 助成対象者の要件を満たさなくなった場合
 - ② 事業を途中で休止又は中止した場合
 - ③ 事業が適切に行われていないと協議会が判断した場合
 - ④ いしかわ里山づくり推進協議会が実施する実地検査に協力しない場合
- (5) 助成事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）の他、いしかわ里山づくり推進協議会が不正受給と判断した場合、助成金の交付取消・返還等を行うことがあります。
- (6) 本助成金は税務会計上、収益として計上されるものであり、法人税・所得税の課税対象となります（消費税は課税対象になりません）。したがって、関係法令に基づき適正な税務申告を行ってください。
- (7) 助成事業終了後に、事業の効果を把握するため、アンケート調査等をお願いすることがあります。

8 問い合わせ先

石川県農林水産部 里山振興室（いしかわ里山づくり推進協議会事務局）

所在地：〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

TEL：076-225-1631 e-mail：satoyama@pref.ishikawa.lg.jp